

HELLO WORK information 1

月刊

ハローワーク佐伯

佐伯公共職業安定所広報
2025年1月号

contents

- 1 明示すべき労働条件が追加されています P1
- 2 障害者雇用率にかかる除外率が引き下げられます P2
- 3 労働保険料は口座振替が便利です P2
- 4 ワンタイムパスワード認証開始のお知らせ P3
- 5 セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ P3
- 6 管内労働市場の動き P4
- 7 就職支援メニュー／ご利用ガイド P4



豊後二見ヶ浦 (佐伯市)

1

《事業主の皆さまへ》

募集時などに明示すべき労働条件が追加されています

職業安定法施行規則の改正により2024(令和6)年4月以降、ハローワークに求人申込を行う場合などに、明示しなければならない労働条件が追加されていますのでご注意ください。

① 従事すべき業務の変更の範囲 ※

採用後、将来の配置転換など雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には「業務内容」欄に**変更後の業務**を明示してください。採用後に業務内容を変更する予定がない場合は**変更範囲：変更なし**と明示してください。

② 就業場所の変更の範囲 ※

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、「就業場所」欄に**変更範囲**を明示してください。

※「変更の範囲」とは雇入れ直後だけでなく将来の配置転換など今後の見込みも含めた締結する労働契約期間中での変更の範囲のことです。

③ 有期労働契約を更新する場合の基準 ※

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「契約期間」欄に更新の有無を明示してください。
- ・更新継続が期待される場合は、「原則更新」、または更新の可能性はあるもののそれが確実でない場合は「条件付きで更新あり」等を明示してください。

■原則更新の場合は次のように明示してください。

有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限

更新上限：有(通算契約期間●年/更新回数▲回)

※更新上限がない場合にその旨を記入する必要はありません。

■条件付きで更新ありの場合は次のように明示してください。

具体的な更新条件を記載

有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限

更新上限：有(通算契約期間●年/更新回数▲回)

※更新上限がない場合にその旨を記入する必要はありません。

【明示するタイミング等】

- ・ハローワークや職業紹介事業者への求人の申込み、自社ホームページでの募集、求人広告の掲載を行う場合は、求人票や募集要項において、追加された労働条件を明示しなければなりません。
- ・ただし求人広告のスペースが足りない等、やむを得ない場合には「詳細は面談時にお伝えします」などと付した上で、労働条件の一部を別途のタイミングで明示することも可能です。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示する必要があります。
- ・また、面接等の過程で当初明示した労働条件が変更となる場合は、その変更内容を明示する必要があります。

※通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

最低限明示しなければならない労働条件 追加された明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	〔雇入れ直後〕 一般事務 (変更の範囲) ●●事務 ……①
契約期間	期限の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日) 契約の更新 有(●●により判断する) 更新上限 有(通算契約期間の上限 ●年/更新回数▲回) ……③
試用期間	試用期間あり(3か月)
就業場所	〔雇入れ直後〕 東京本社 (変更の範囲) ●●支社 ……②
就業時間	9:30～18:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日(年末年始を含む)
時間外労働	あり(月平均20時間) 雇労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 例：企業業務に就業形態により、●時間外労働は認められません。
賃金	月給 25万円(ただし、試用期間中は月給20万円) 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度(いわゆる「固定残業代」)を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1) 基本給 ●●円(2)の手当を除く前 (2) ●●手当(時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲●円を支給) (3) ●●時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
労働環境防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	○株式会社
(募集形態として雇用する場合は○)	(「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。)

2

《事業主の皆さまへ》

障害者の雇用率にかかる除外率が引き下げられます

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

この法定雇用率にかかる除外率の引き下げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせします。

除外率の引き下げ

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、**令和7年4月1日から以下のように変わります。**（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

障害者雇用のための事業主支援の強化

障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができます。

障害者雇用相談援助事業の概要

都道府県労働局長の認定を受けた事業者が障害者雇用の経験やノウハウが不足する事業主に対して、雇入れやその雇用継続を図るための一連の雇用管理に関する相談援助を行います。

【支援対象となる事業主】

法定雇用率未達成企業（特に障害者の雇用義務があるにも関わらず障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）、中小企業、除外率設定業種の企業（特に除外率引下げによる影響の大きい企業））等

3

《事業主の皆さまへ》

労働保険料は口座振替が便利です！

労働保険料および一般拠出金の納付には、口座振替が利用できます。

2025（令和7）年度より対象金融機関にインターネット専業銀行として初めて、「**GMOあおぞらネット銀行**」が加わります。

※インターネット専業銀行での口座振替をお申し込みの場合、申込み方法が通常と異なります。詳細は厚生労働省ウェブサイトでご確認をお願いします。



口座振替による納付のメリット

- 金融機関の窓口へ出向く手間や待ち時間が解消され、納付の忘れや遅れもなくなります。
 - * 手数料はかかりません。一度手続きを行えば次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
 - * 年度更新時に窓口での現金領収を原則行わないため、金融機関での納付となります。
- 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。

● 2025（令和7）年度全期又は第1期から新規に口座振替を希望される場合は、申込用紙「労働保険 保険料等口座振替納付書送付（変更）依頼書 兼 口座振替依頼書」を指定預金口座の取扱金融機関へ**2025（令和7）年2月25日（火）までに提出**してください。

● 申込用紙は、厚生労働省ホームページからダウンロード、若しくは労働局徴収室と労働基準監督署において入手できます。また取扱金融機関については厚生労働省ホームページにてご確認ください。

【お問合せ先】 大分労働局総務部 労働保険徴収室 ☎097-536-7095

厚生労働省 労働保険 口座振替

検索

4

《 求人者・求職者の皆さまへ 》

マイページのワンタイムパスワード認証開始のお知らせ

令和7年1月から、ハローワークインターネットサービスの「求人者マイページ」、「求職者マイページ」にログインする際は、**ワンタイムパスワード認証**が必要となります。そのため、各種マイページにログインする際は、従来のID（メールアドレス）とパスワードに加え、新たにワンタイムパスワードの入力をお願いします。

ハローワークインターネットサービスにて導入するワンタイムパスワードは、各種マイページへログインする際、IDとしてご登録いただいたメールアドレス宛に送付されます。

※ ワンタイムパスワードについては、2回目以降、ワンタイムパスワードの入力を一定期間省略することも可能です

ワンタイムパスワード認証について多くのご質問が寄せられると想定されるものを「よくあるご質問」にQ&A形式でまとめましたのでご確認ください

皆さまの大切な情報を守るための対応となりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます



「よくあるご質問」

5

《 求職者の皆さまへ 》

セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ

就職支援セミナー&個別相談 事前申込み

1/16 木曜

13:30~15:30 セミナー 15:30~16:30 個別相談
会場:ハローワーク佐伯2F 会議室

求職活動の進め方、応募書類作成・模擬面接の実施など、専門講師によるセミナー
【申込】ハローワーク佐伯、ふるさと(臼杵・津久見)受付まで

保育士のしごと相談会

当日受付

1/23 木曜

10:00~12:00 会場:ハローワーク佐伯2F 会議室

ブランクが長いなど保育士への就職についての不安、悩み、施設見学などの相談・情報提供
【問】大分県保育士・保育所支援センター ☎097-578-7330

福祉のしごと相談会 当日受付

1/9・23 木曜

10:00~12:00 会場:ハローワーク佐伯2F 会議室

福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供
【問】大分県福祉人材センター ☎097-552-7000

おおいたサポステ出張相談会 事前予約

1/10 金曜

13:30~15:30 会場:ハローワーク佐伯1F 相談室

働くことに悩みを抱えている方へのコンサルティング、就職に向けてサポート (15~49歳対象)
【予約】おおいた地域若者サポートステーション ☎0972-28-6117

心理カウンセリング 事前予約

1/16・30 木曜

①9:10~10:10 ②10:30~11:30 (各1名)
会場:ハローワーク佐伯個別相談ブース

就職に対する心理的不安に専門の臨床心理士による相談・アドバイスなど
【予約】ハローワーク佐伯、ふるさと(臼杵・津久見)受付まで

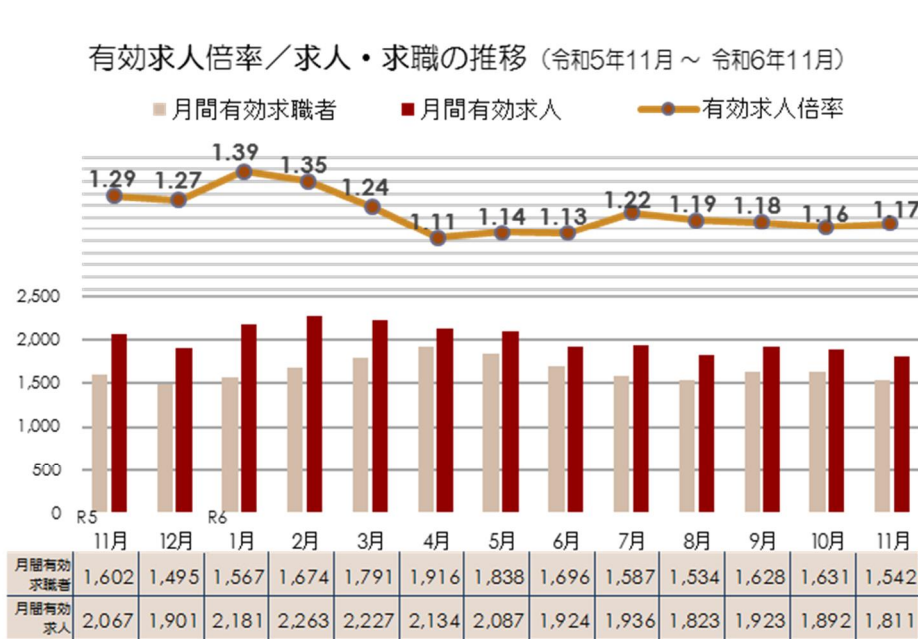
ミニ企業説明会(予定) 当日受付

1/8・15・22・29 水曜

8日 10:00~12:00 15日 9:30~16:00
22日 10:00~16:00 29日 9:30~12:00
会場:ハローワーク佐伯1F 相談室

日時により参加企業は全て異なります。詳細は、ハローワーク佐伯総合受付までお問い合わせください。

6 管内労働市場の動き



ハローワーク佐伯管内



大分県



11月の新規求職者数329人で前年同月より11.3%減少し、有効求職者数については3.7%減少しました。また、新規求人数は624人で前年同月より8.9%減少し、有効求人人数については12.4%減少しました。有効求人数を有効求職者数で割った有効求人倍率は1.17倍で前月比より0.01ポイント上昇し、前年同月比では0.12ポイント下降しました。

7 就職支援メニュー／ご利用ガイド

窓口での相談

勤務時間や休日などの労働条件や学歴・経験・免許等の募集要件の確認、応募状況のお問い合わせなど、お気軽にご相談ください。また、窓口職員が求人企業と連絡をとり、企業への「紹介状」を交付します。

専用端末で求人検索

来所者端末でお仕事を検索し、求人票や求人一覧表を印刷することができます。また、画像が登録されている場合は求人企業の建物や職場風景等を見ることができます。

履歴書・職務経歴書のアドバイス

職業相談窓口では応募書類の書き方についてのアドバイスや添削を行っています。

職業訓練（ハロトレ）受講相談【ハローワーク佐伯 1F】

再就職に役立つ知識、技術や資格を身につけて再就職の可能性を高める訓練をご案内しています。（受講には一定の条件があります。）

生涯現役支援窓口【ハローワーク佐伯 1F】

概ね60歳以上の方を対象に、求人情報提供、履歴書の書き方、面接の受け方等の各種支援を行っています。

職場内のトラブル相談

就職後に職場内のトラブルなどでお悩みの方も、お気軽にご相談ください。相談の内容により専門の窓口（労働相談窓口等）への取り次ぎを行います。

週間求人情報【毎週金曜日発行】

ハローワーク佐伯HPから閲覧、印刷できます
（こちらから→）



- ハローワーク佐伯
〒876-0811 ☎0972-24-8609
佐伯市鶴谷町 1-3-28
佐伯労働総合庁舎 1・2F
開庁 平日 8:30～17:15
休日 土曜・日曜・祝日
年末年始（12月29日～1月3日）
- 臼杵市ふるさとハローワーク
〒875-0041 ☎0972-64-0258
臼杵市大字臼杵字洲崎 72-255
開庁 平日 9:30～17:00
休日 土曜・日曜・祝日
年末年始（12月29日～1月3日）
- 津久見市ふるさとハローワーク
〒879-2435 ☎0972-82-8609
津久見市宮本町 18-12
市役所横会議棟 2F
開庁 平日 9:30～17:00
休日 土曜・日曜・祝日
年末年始（12月29日～1月3日）